

中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業FAQ
(平成24年1月4日時点)

Q1：どのような販路開拓が対象となるのでしょうか。

A1：「被災地外枠」については、国外向けの販路開拓（国外で開催される展示会への出展、国外で開催される展示会の開催や、国内で開催される国外向けの展示会（※）への出展など）が対象となります。

「被災地枠」については、国外向けの販路開拓のほか、国内向けの販路開拓も対象となります。

（※）国外のバイヤーが多数来訪する、外国語による展示・商談が行われるなど、国外市場に販売することを目的とした展示会であることが必要です。

Q2：展示会ではなく、商談会を実施した場合も対象となるのでしょうか。

A2：対象となります。

Q3：仙台のメーカーを主たる事業者として、中国への販路開拓には東京にある企業を、オセアニアへの販路開拓には、神奈川の企業をと考えているが、対象となるのでしょうか。

A3：連携体を構成する各社が経営資源を持ち寄り、一体となって事業を行うのであれば、対象となります。一体となって事業を遂行することが困難な場合は、別プロジェクトとして申請してください。

Q4：本事業で開発した商品を、大企業（大手メーカー）に販売することを想定しています。大企業への販売は可能でしょうか。

A4：大企業に販売するための商品開発を行うことは可能です。

Q5：公益社団法人・公益財団法人は対象となるのでしょうか。

A5：対象となります。

Q6：東日本大震災被災者で仮設住宅での生活を余儀なくされている者30名がグループとなり、工場をつくって、新商品を開発したいと思っているが対象となるのでしょうか。グループとは、有限責任事業組合（LLP）です。

A6：LLP自体としては補助対象とはなりません。中小企業者を主とする4者以上の連携体として申請可能です。

Q7：他の補助金等への申請状況について、記載は具体的にどこまで記述する必要がありますか。

A7：事業名称、補助事業主体（補助金の出元）、補助・委託金額、事業期間及び事業内容等を簡潔に記載してください。

Q 8 : 申請手続き等の概要の「(7) 通知」の中に、その内容・信ぴょう性を確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）を提出するとなっているが、どの程度の書類が必要なのでしょうか。

A 8 : 応募段階では提出する必要はありません。詳細は、採択された方を対象に行う補助金交付説明会で改めて説明させていただきます。

Q 9 : 応募時又は申請時に、すべての参画事業者から会社案内やパンフレット、定款の提出は必要でしょうか。

A 9 : 必要です。

Q10 : 個人事業主の決算関係書類とはどのようなものなのでしょうか。

A10 : 税務申告書の写しなどが考えられます。詳細は全国中央会にお問い合わせください。

Q11 : 委員会は設置しなければいけないのでしょうか。

A11 : 委員会の設置は義務ではありません。事業の内容に応じて設置してください。

Q12 : 既存商品の精度を高めるために機械を購入したいが対象となるのでしょうか。

A12 : 機械装置等費として対象となります。

Q13 : ソフトウェア開発を子会社に依頼したとき補助対象となるのでしょうか。

A13 : 委託費として補助対象経費とすることは可能です。ただし、当該委託先選考にあたって合い見積もりを取る等の合理的な選定根拠が必要になりますのでご注意ください。

詳細は、公募要領 10 頁【その他の経費】(2) ②を参照してください。

Q14 : 概算払いは認められるのでしょうか。

A14 : 原則として、事業終了後の精算払いで対応することになっています。

以上